

「ふるさと納税包括業務等に関する委託契約の検証について」。

令和5年3月22日にふるさと納税包括業務等に関する委託契約に係る、1社随意契約等についての住民監査請求の監査結果が公表されました。

また、この監査講評等を受けて、新聞社等により「山北町ふるさと納税を巡り、町長指示で不適切随契」との見出しで報道されました。

しかしながら、町長より町民や議会に対し、この件について何も説明がありません。

そこで、この事案を検証すべく質問をいたします。

1、ふるさと納税包括業務の委託契約について。

- (1) 委託業者との契約の事業目的とその事業内容は。
- (2) 委託業者との契約に至った経緯と1社随意契約とした理由は。
- (3) 委託業者との2年間の委託費と事業成果は。

2、包括業務委託契約に含まれるCFO (Children Forest Officer) 事業について。

- (1) CFO事業の事業目的と事業内容は。
- (2) 企業版ふるさと納税はCFO事業の取組とするのか。

3、山北町ふるさと納税包括業務の委託契約を新たに、プロポーザル方式で業者を選定継続する必要性は。

4、包括業務委託契約に係る一連の事案について、内部統制やその基盤となるコンプライアンス等法令遵守の観点から、町はどのような対応や改善策をしたか。

以上です。

議 長 答弁願います。

町長。

町 長 それでは、府川輝夫議員から「ふるさと納税包括業務等に関わる委託契約の検証について」の御質問をいただきました。

初めに、1点目の「ふるさと納税包括業務の委託契約について」。1番目の御質問の「委託業者との契約の事業目的と事業内容は」についてでございますが、山北町ふるさと納税包括業務委託契約書にある仕様書では、業務の

目的として「返礼品の開発、提案、受付サイトの編集及び情報発信等のプロモーションに関わる業務を支援し、制度の趣旨に沿って、山北町の魅力を効果的、持続的に発揮すること」としております。

また、事業内容についても仕様書に規定しておりますが、この内容は和田議員の御質問に対する答弁のとおりであります。

次に、2番目の御質問の「委託業者との契約に至った経緯と1社随意契約とした理由は」についてでございますが、町の課題として、町域の9割を占める森林の利活用や遊休施設の利活用があり、これを推進するための財源となるふるさと応援寄附金の寄附増額を図りたいと考えておりました。

これらは、本来であれば個別に対応策を検討しなければならず、よい方策が打ち出せずにおりましたが、このような折に、委託業者から子どもたちに森林の大切さを伝え、情報を発信する場の提供と、これらの財源として、ふるさと応援寄附金の受託料により、事業者が自ら対応するという課題の解決策を包括する事業提案が示されました。

この提案内容に共感した私は、「価格の有利性よりも町の課題解決が優先される」と考え、事業提案をしてきた事業者をふるさと納税包括業務の受託者とするよう所管課に伝え、同社との1社随意契約を締結するに至ったという経緯でございます。

住民監査請求における監査委員の監査結果としては、「合理的ではない判断があったと言わざるを得ないが、行為の結果、町に明らかに損害が発生しているとは認められなかった」とされ、一方で「特定の業者のみを交渉に基づく契約を締結しており、合理的ではない判断により、法令、規則等において定められた契約における競争性、公正性、透明性等を担保するための規則が遵守されていないおそれがあるということが認められた」との意見や「契約行為に当たっては、関連法規の趣旨、山北町随意契約ガイドラインに沿った適正な事務処理の重要性を再認識すること、また、町長は本件契約について速やかに適正に契約を継続することとなるよう改善を求める」との意見が示されたところでございます。

次に、3番目の御質問の「委託業者との2年間の委託費と事業成果は」についてでございますが、令和3年度に締結した「山北町ふるさと納税包括業務

委託」は、ふるさとチョイスとふるなびという二つのポータルサイトを介した寄附受付に関する中間業務を対象としました。

委託費はこれら二つのポータルサイトを介した寄附金の額に委託料率を乗じて算定するというもので、この算定式は一般的なポータルサイトの委託料の算定にも利用されている手法となっております。

二つのポータルサイトを活用した寄附受付による業務委託料ですが、寄附受付額に委託料率となる15%を乗じて算出しております。

事業成果については、この事業者は新たな返礼品の登録や返礼品の訴求力を高めるサイト内の写真にキャプションを加えるといった仕様書に規定された業務は実施しており、この点については、監査委員による監査結果でも「仕様書にある業務は適切に履行している」旨の記載がされております。

次に、2点目の「包括事業委託契約に含まれるCFO事業について」。1番目の御質問の「CFO事業の事業目的と事業内容は」についてであります。CFO チルドレン フォレスト オフィサーとは、「子どもの森林最高責任者」を意味する、私が令和4年2月に商標登録した、政治家としての理念を示した名称であります。

山北町は、町域の90%が丹沢大山国定公園と、県立自然公園などを含む森林地域であり、このことは本町の最大の特徴であると同時に、大きな財産であることから、森林を保全・活用していくことは、本町にとって重要なテーマであると考えております。

豊かな森林を適切に管理し、守り、生かし、次世代の子どもたちへと引き継いでいく、このような目指すべき姿を町民の皆様や民間企業、個人の方々とともに共有するため、「CFO チルドレン フォレスト オフィサー」という名称を掲げ、森林を活用した企画や集客・PR事業などについて、官民の枠にとらわれず、いろいろな人たちを巻き込んだ中で進めていきたいと私は考えております。

次に、2番目の御質問の「企業版ふるさと納税は、CFO事業の取組をするのか」についてであります。和田議員からの御質問でも回答させていただきましたが、企業版ふるさと納税は、国が認定した地域再生計画に位置づけられている地方公共団体の地方創生プロジェクトに対し、賛同された企業

から寄附をいただく仕組みとなっており、本町においては、山北町第2期人口ビジョン・総合戦略に該当する事業について、国の認定を受けていることから、特定の事業に特化した中で進めるものではないと認識しております。

しかしながら、その該当事業の中には、森林セラピーや再生可能エネルギーの導入、農林業の振興・活性化など、森林を活用した事業に関連した内容についても位置づけられておりますので、それらの事業趣旨に賛同され、寄附を御検討いただける民間企業が現れた場合には、協議や調整を行った上で、官民連携により推進し、地方創生により一層の充実や深化を図ってまいりたいと考えております。

次に、3点目の御質問の「山北町ふるさと納税包括業務の委託契約を新たに、プロポーザル方式で業者を選定し、継続する必要性は」についてであります。1点目の御質問の中でも答弁させていただきましたが、監査委員からの御意見としての改善が求められたことがあり、この事業者とは3月中に契約解除の申入れを行い、協議を重ね、契約の解除に至りました。

また、監査結果報告後に報道関係の取材を受けた際は、競争性や公平性の確保という観点から、早期に公募型によるプロポーザルを行いたい旨をお伝えしました。

現在、町が進めている公募型プロポーザルの中間事業者選定に際しては、公募型プロポーザル実施要項や仕様書、評価基準、選定方法等について、町ホームページに公開し、募集を開始しているところであります。

この業務内容は仕様書にあるとおり、返礼品提供事業者及び返礼品の開発並びに開発に関する業務、返礼品の訴求力向上に関する業務、ポータルサイトの運営管理及び寄附管理に関する業務、返礼品の発注及び配送に関する業務、寄附者への対応に関する業務、その他の業務としております。

これまでの中間業者との契約と相違する点としては、あくまでもふるさと応援寄附金に関わる中間事業のみを対象としたプロポーザルとして事業提案を受けるといったものでございます。

次に、4点目の御質問の「包括業務委託契約に関わる一連の事案について、内部統制やその基盤となるコンプライアンスと法令遵守の観点から、町はどのような対応や改善策をしたか」についてであります。私も含めた全職員

が行政の運営に当たり、「法令の遵守」「社会規範の遵守」という視点に立ってこれを行う必要があります。

また、内部統制については、各所属において必要に応じ、事務処理マニュアルやガイドライン等を作成して、内部統制に関する取組を実施し、事務の適正な執行の確保に努めております。

今回の契約に係る一連の事案について、関係法令・規則等の理解や解釈、適正な事務処理の重要性について、再認識を行ったところであります。

議 長 府川輝夫議員。

8 番 府 川 1 番のふるさと納税包括業務の委託契約についての（１）委託業者との委託契約の事業目的と事業内容は、今答弁にあったとおりでとは思いますが、監査請求の趣旨、要旨では、町長は委託業者との契約締結を前提とするように「山北町のふるさと納税寄附金の包括業務を受託するためには、町内に事業所在地を置く必要がある」などと委託業者の意向を商工観光課の職員に伝えて便宜を図り、町内にある旧高松分校を事業所として使用をしても問題ないか確認をされたと。

また山北駅前の商店街の町民の方によりますと、委託業者の代表と町長と一緒に事務所として借りたい旨で来られたと聞いていますが、町長は、もともと委託業者との関係性については、どのような関係性があられたんでしょうか。

議 長 町長。

町 長 私の孫というか、それがサッカーをやっておりまして、その関連で御紹介を受けたというのが始まりでございます。

議 長 府川輝夫議員。

8 番 府 川 この代表の方は東京のほうでサッカーの絡みをやられてると。しかしながら、特にＣＦＯに関わるとか業務委託の先ほど説明があった内容に関わることは一切やっていなかったということは、当然御承知だったということでしょうか。

議 長 町長。

町 長 当然、そういったようなことについては私は当初、別に町の何というんですか、法人がどうのというようなことは一切、何というんですか、やってお

りません。

たまたま向こうがそういうようなことを計画して、それならそれでもいいんではないかというふうに答えたわけです。

議 長 府川輝夫議員。

8 番 府 川 やはり監査請求の要旨の中では、町長が「どういった方法があるか分からないが、会社も立ち上がっているので、契約関係も早めに行いたいところである。もし分からないところがあるのであれば、期間を1年間と短く、契約をとという意味ですね。しておいて、来年中身を精査すればいい」などと職員に指示をして、同社との契約関係を急がせているというふうになっておりますけれども、これについても御説明いただければと思います。

議 長 町長。

町 長 和田議員のときにも申し上げましたけども、私としてはポータルサイトが二つしかない、そしてこれをどうしてもやはり増やしていかなければふるさと納税がなかなか機能していかないんじゃないかということで、そういう中での、おいてのポータルサイトをふるさとチョイスとかふるなびのほうを提案していただいたということで、私のほうとしてはそれがいいんじゃないかというふうに判断したものでございます。

議 長 府川輝夫議員。

8 番 府 川 ポータルサイトの話もすごく気になるんですけども、それはちょっと先のほうに置いておきまして。1年間と短くして、様子を見て始めちゃおうよ。そしてその間に、中身をしっかりと決めればいいというふうに、私はそこで解釈されるんですけども、そういったことじゃありませんでしょうか。

議 長 町長。

町 長 それは全く違います。私は、あくまでもポータルサイトを増やしたかったんです。ですから、仮に1年間ほとんど契約がなくても、それはそれでいいんじゃないかというふうに考えましたんで、それから実際に何を商品として扱うか、そういったようなことはその後考えればいいんじゃないかというふうに考えて行ったものでございます。

議 長 府川輝夫議員。

8 番 府 川 (2)の委託業者との契約に至った経緯と、1社随意契約とした理由。答

弁にもありましたけれども、改めてお聞きしますけれども、委託業務者のメンバーは、先ほどのサッカーの関係を、町長からお話がありました。

つまり、こういった中間業者としての経験値も、あるいはCFOという新たな事業の経験値もない中、当然新しい会社ですから実績がないと。そこで契約をする場合には、非常に町としてもリスクがあると。担当課も、判断のしようがないのではないかというふうに思うんですけども、委託業者と契約する前に、よく調査、チェックをされてると思うんですけど、それは十分にされたのか実績がないから会社四季報も見えないし、よく分からないと思うんですけども、その辺はどういうふうにされたんでしょうか。

議 長 商工観光課長。

商工観光課長 あくまでも、システムそのものについての運用が可能かどうかというところをまずチェックいたしました。実際にポータルサイトの活用になりますと、そのシステムをうまく動かせるのか、そして、そのシステムは信用できるのかというところがありましたが、その部分はチェックさせていただいております。

議 長 府川輝夫議員。

8 番 府 川 ということは、この会社が、そのシステム的な電算機的なこととか中間業者としての位置づけの契約の内容等はチェックをされたよと。しかしながら会社がもともとあって実績があるわけじゃないんだから、そんなのチェックしようがなかったよというふうに解釈されますけども、よろしいでしょうか。

議 長 商工観光課長。

商工観光課長 あくまでもチェックしたのは、今答弁させてもらった内容等でございます。

議 長 府川輝夫議員。

8 番 府 川 これ業務委託契約の中にはCFOという事業が入っていて、CFOというのは、担当は農林課になるのかどうか分かりませんが、あるいは子どものということになると、教育部門になるか分かりませんが、そういった担当課もこのCFOのことについては内容をよく御理解をされていたのか。大変失礼な質問で恐縮ですけども、その辺をお聞きしたいと思います。

議 長 町長。

町 長 答弁にも答えましたけども、CFOというのは、あくまで理念でございますので、私が前回の選挙のときも申し上げたとおり、山北町のこの森林を何とか利活用したいということで、理念について商標登録を取ったものでございますので、特に中身について事業というのは考えておりません。

議 長 府川輝夫議員。

8 番 府 川 CFOというのが、今回の検証のキーの一つでもあると思うんですけども、先ほどもちょっと答弁の中にもありましたけども、1社随意契約の有利性は、町の課題。9割を占める森林をどうやって活用しようか、あるいは今使っていない公共施設をいかに利活用するか。そういった事業推進をするための財源となるふるさと応援基金を、それでお金を、言葉は悪いですけど、呼び込もうということだというふうに言われてます、答えられています。

しかし、CFOって、これは私の感じですけど、CFOで子どもに森林を残すということは、また別途意味があることだと思いますけども、一番山北の課題の中心である9割の森林の利活用だとか、そして遊休施設の利活用という、こんなでかい目的を置いておきながら出てきたのが、CFOというのはちょっと個人的にちょっと納得できない。もっとほかのことも考えられていたのか。どうでしょうか。

議 長 町長。

町 長 先ほどから申し上げているとおりCFOというのはあくまでも理念でございますので、様々な提案があるというふうに思ってます。

町だけの事業でなくて、ほかの企業なり、自治体なりで趣旨にあったようなことをやっていただけるんなら一緒に仲間としてやっていきたいというふうに思っております。

議 長 府川輝夫議員。

8 番 府 川 先ほどもちょっと答弁の中にありましたけども、それと監査請求の要旨の中にもありましたけども、この事業は、事業に共感した町長が価格の有利性、価格の有利性よりも町の解決、課題解決が優先されるというところが1社随意契約につながっているというふうにお答えになってますけども、この価格の有利性よりもというのは、どういうことなんでしょうか。

議 長 町長。

町 長 私としては、先ほどから申し上げてるとおり、ポータルサイトを増やした
かったというだけなんです。ですから、1年目はほとんどゼロじゃないか
と。私は別に何ていうんですか、おせちとかロースとビーフをやるというこ
とも全く知りませんでしたし、どういうものをやるにしても、私としては、
ポータルサイトが増えることが一番町にとって有益で、そして、その結果と
して、何年か後には当然そういったようなことで、森林事業のほうにやって
いただけるのではないかというふうな感じで進めた事業でございます。

議 長 府川輝夫議員。

8 番 府 川 数年前に始めたときには、数年前というか令和3年以前にはポータルサイ
トが中間業者からいうと、さとふるが中間業者とポータルサイト、そしても
う一つが、楽天が中間業者をやられていて、そのポータルサイトはやっぱり
さとふるだったという記憶がありますけども、それは間違いなかったでしょ
うか。

議 長 商工観光課長。

商 工 観 光 課 長 まず、さとふるというポータルサイトにつきましては、さとふるという会
社自体が中間事業者業務を行っています。

また、楽天に関しても一応開いてるわけですが、そこの中間処理業務につ
いても、そのままさとふる様のほうに委託しているという形になっておりま
した。

議 長 府川輝夫議員。

8 番 府 川 そうすると、従前からある中間業者ベースからいうと、さとふると楽天。
一つ、さとふるのほうは中間業者であり、ポータルサイトでもあります。
楽天のほうは、中間業者でさとふるがポータルサイトということだと思
いますけれども、逆か。要するにちょっとお聞きしたいのは、そのとき、今こ
こで答弁があったのは、新たに包括契約したところは15%だよという御答弁
ありましたけども、以前は中間業者とポータルサイト併せて、何%だったん
でしょうか。

商 工 観 光 課 長 すみません。こんな議場の席で大変申し訳ないんですけど、以前はとい
うのは、どこの部分を指してるのか分からないんですけど、よろしく願いま
す。

議 長 府川輝夫議員。

8 番 府 川 すみません。

さとふるが、ごめんなさい。もう一回確認すると、さとふると中間業者として契約してるのがさとふるも、ポータルサイトをやっているという解釈でよろしいんですけど。

議 長 商工観光課長。

商 工 観 光 課 長 基本的にさとふるというのがやっているものについては、一応12%だと思いました。楽天というのはポータルサイトあるんですが、その中には一桁のパーセンテージ、それとあと基本料という形になっております。

ですので、そこを介したものに関しては、楽天さんのほうがプラスアルファで持っていくというようなそういったシステムだと思ってます。

議 長 府川輝夫議員。

8 番 府 川 ちょっと私も今よく分かんないんですけども、要するに、以前、以前というか、その最初に始めた二つの中間業者とポータルサイト合わせて12%の委託費。それで、さっき答弁があった新しい令和3年の契約した委託業者は、先ほど中間業者として15%というふうにお答えがあって、それでポータルサイトは別にふるさとチョイスとふるさとなびがポータルサイトやってるよと。

そうすると、中間業者のほうには15%いきます。ふるさとチョイスとふるさとなびには、その15%のうちから数%ポータルサイトに行くような仕組みになってるんでしょうか。

議 長 商工観光課長。

商 工 観 光 課 長 あくまでもポータルサイトはポータルサイトの契約になります。中間事業者に関しては中間事業者となりますんで、例えば中間事業者が間に入ってるから併せていくらという形では、そういった請求などは行われておりません。

議 長 府川輝夫議員。

8 番 府 川 そうするとポータルサイトのほうは、先ほどの中間業者の15%以外に、お支払いが当然必要だったということで、何%なんですか。

議 長 商工観光課長。

商 工 観 光 課 長 もう一回、ポータルサイトにつきましては、それぞれのサイトによって、金額が違います。そこと、また活動と実際にどのようなサービスをしている

かによってもパーセンテージが違うということを御理解いただきたいと思うんですが。その上でさとふるに関しては、先ほど言いました12でした。楽天については9プラス基本料金。チョイスは令和4年度まではたしか5%です。ふるなびのほうは11、12いずれかだと思いました。すみません、ちょっと手元に資料がないもので申し訳ございません。

議 長 府川輝夫議員。

8 番 府 川 これ新聞の情報ですけども、商工観光課では、この契約内容では町の財源が減る可能性が高いとして、町長に考え直してくださいと促されたということなんですけども、財源が減る可能性というのは、今私がお聞きした15%とか何%とかいうそれが令和3年の秋に契約した委託業者はほかよりも当然高い。今お聞きしていると少なくとも中間業者15%ですから、15%以上の委託費用がかかるよということの中で財源が減る可能性が高いというような御発言だったのでしょうか。

議 長 商工観光課長。

商 工 観 光 課 長 単純にポータルサイトだけであるならば、ポータルサイトに数字10何%という形になります。

これに中間事業者のものは合算されますので、先ほど言いました例えば12足す15、こういった形の数字、計算式が成り立つわけでございます。

議 長 府川輝夫議員。

8 番 府 川 ふるさと納税の国から言われている中で、経費の総額は寄附額の5割まで、半分までですよ。特段の事情があれば、例外はあるようなんですけども、基本的にはそのような指示がされてると思うんです。

この令和3年の新たに契約した委託業者は、これには抵触はされないのでしょうか。

議 長 商工観光課長。

商 工 観 光 課 長 一般的には、ふるさと納税の募集に要した費用が50%まで、5割までというのがございますが、こちらについては、募集に要した費用になります。でするので、募集をした後の数字は、パーセンテージのやつは加算対象にならないという形。ですから50%プラスアルファが発生するというのは、実際あることではあります。

議 長 府川輝夫議員。

8 番 府 川 その令和3年の新たに契約をしたところではなくその前にやっていた、前からやっている二つの中間業者絡みでは50%を超えていたんでしょうか。

議 長 商工観光課長。

商 工 観 光 課 長 実際に、先ほど申しましたが、募集に要する費用までについては50%以内になります。

ただ、実際に支払った後に、今でいいますとワンストップの特例のサービスであったりとか受領書の発行であったりとか、このような業務についてはまた別に経費かかってしまいますんで、これらを併せると50%をオーバーするという形になります。

議 長 府川輝夫議員。

8 番 府 川 何となく仕組みがぼやっと見えてきたようなところがあるんですけども、次にCFO事業について御質問させていただきます。

CFO事業の(1)のCFO事業の事業目的と事業内容はということで答弁がありました。

しかしながら監査請求の要旨では、この契約書の総則には、「本業務委託契約書はCFO事業(山北町が保有する森林を活用した企画、集客、PR事業)を主軸とし、山北町と当該契約者が連携して事業を行う」とされています。

この主軸とする事業は、要するにCFOだよというふうに解釈をしてよろしいんでしょうか。

議 長 町長。

町 長 あくまでもCFOは先ほど来申し上げているとおり、私の理念ということでございますんで、その理念に沿ったことを相手側が考えていただいたとしても、それは私の、何ていうんですか、事業ということではございませんで、あくまでも同じような趣旨だというふうに理解しております。

議 長 府川輝夫議員。

8 番 府 川 この今の町長の言われた理念のCFOというのは、要するに町のお金を使わずに、そこの委託業者がその理念に沿った森林の中の子育てみたいな関係のことだと思うんですけども、その事業実績というのは、この1年数か月の中で発揮ができたのか、あるいはまだ1年数か月なもので具体的には何も

進めないよということなんですか。

議 長 町長。

町 長 考え方は様々な今考えがございまして、私も聞いておりますけれども、実際にまだ手をつけてるということはございまして、基本的には森の中に、子どもたちを預かるような森の幼稚園とか託児所のようなものができたらいいということで、そのプランニングは聞いておりますけれども、実際にまだそれは具体的には何も進んでおりません。

議 長 府川輝夫議員。

8 番 府 川 ちょっと話戻っちゃいますけれども、先ほどちょっと聞きそびれましたけれども、令和3年度は途中からということですが、令和3年度のその業務委託契約者に払った委託料、そして令和4年度は期間はほぼ1年だと思っておりますけれども、そこにお支払いになった委託料について数字を教えてください、数字を確認させてください。

議 長 商工観光課長。

商 工 観 光 課 長 まず、決算前だという形で御理解いただきたいと思いますが、一応その中で、確認できているところで言いますと、3年度について約400万弱、そして令和4年度についてが約700万程度と、併せての1,100万程度になると確認しております。

議 長 府川輝夫議員。

8 番 府 川 ちょっと私の理解があれなんですけれども、要するに委託料としては委託料だよ。1年数か月の中で、委託業者におおむね1,100万円、委託料としてお支払いになったよ。

しかしながらそこから生まれる費用で、先ほどもちょっと言われましたけれども、森の中の云々という事業はされて、今現実にはされてなかったというふうに解釈すると、本来それに使うお金ってどこ行っちゃったのなんて感じがするんですけども、そういった仕組みではないんでしょうか。

議 長 町長。

町 長 私も細かいことは聞いておりませんが、基本的に初年度、そして2年度ですか、初年度はほとんど利益が出なかったというふうに聞いておりますし2年目は若干出たというふうに聞いておりますけど、ですからまだそんな

ような事業化をできるような予算ではないというふうに伺っております。

議 長 府川輝夫議員。

8 番 府 川 3つ目のプロポーザル方式で業務選定をして、継続する必要性はという質問に対しまして、要するに、今までは包括契約をする中で、しつこいようですけれども、CFOの町長の理念を入れたものを一緒にやるという包括業務という契約でしたけれども、これからプロポーザルをするのは、従来の最初の二つの契約のような、もう純粋な中間業者、あるいはポータルサイト、そこでそれぞれがやってくれる業務に限定した契約ということによろしいのでしょうか。

議 長 商工観光課長。

商 工 観 光 課 長 府川議員の御指摘のとおりでございます。

議 長 府川輝夫議員。

8 番 府 川 何を言いたいかという、監査委員に指摘されたのは、公正公平な契約だよというところだけ監査委員に指摘されたわけですね。合理的な理由はないからというところで。それを今までと同じようにやっていくのであれば、再考どころかマイナススタートして、町民、議会、皆さんの理解をさせていただいて町長の理念と目的、そして実際のスキームを我々町民に説明された中でリスタートとして、プロポーザルでということなのかと思ったんですけれども、今のそのとおりですということでもありますので、従前の過去二つの実績のあるようなスタイルで、新たにポータルサイトを二つないし増やすための純粋たる契約のそれを、プロポーザルでやりますということによろしいでしょうか。

議 長 町長。

町 長 当初そういうふうに監査請求を受けたときに、そういう疑念を持たれたということですから、あくまでそういったことのないようにやっていただくということが目的でございますから、その件に関しては全て担当課のほうに任せております。

議 長 府川輝夫議員。

8 番 府 川 それでは、次に、法令遵守の関係、例えば内部統制や、その基盤となるコンプライアンス等の法令遵守の観点から、私はいくつかの疑問を持っており

ます。

1つ目は、今回の1社随意契約になったことは合理的な理由がないんだよという監査指摘があったわけです。それについて、町長及び町としては、そのことについての反省を含めて改善、こんなことが問題であったという問題は指摘されてるわけですから、そのためにはどうしたらいいよなんていう、そういった内部統制的な対応、対策を先ほどの答弁ではされていないようなんですけれども、全くしてなかったのか、その辺をちょっと再度お聞かせください。

議 長 企画総務課長。

企画総務課長 言われるとおり、法令遵守というものが必要でございます。

各課で、事務に当たっては、事務のマニュアルをつくったり、庁内、役場の全部であれですから、契約の規定とかそういうものもございまして、新たに何々をまた新しいマニュアルをつくるとか、そういうことはまだ今緊急で必要ではないと考えておまして、口頭で職員にはしっかり今ある規則規定を遵守して、事務に一人一人が当たるようにということで、口頭で注意はしております。

議 長 府川輝夫議員。

8 番 府 川 これからの二つの質問はちょっとここではふさわしくない質問、そしてあるいはここで答弁ができるような質問ではないかもしれませんが、ちょっと疑義があるもので、ちょっと質問を許していただきたいと思います。

1つ目は、CFOは当初、町長の商標登録をしてない中で契約をされた。ごめんなさい、CFOじゃなくて業務委託契約包括契約したときには、まだCFOという理念はあったんでしょうけれども、そのCFOを町長の御自分のお名前で商標登録はしていなかった。それであれば、話は分かりやすいと思うんですよ。

しかしながら、翌2月か何かに包括契約をした後に、CFOを町長の個人の御名前で商標登録したということは、町と業者との契約があると。町の長は、当然湯川町長です。こっちの代表者は人格が違うし会社も違うから、ここだけだったらいいんですけれども、CFOが町長の商標登録だということになると、この企業の中に、町長の権利が入っちゃってるわけですね。

そうすると、この関係っていわゆる寄附行為なり、あるいは利益相反の可能性が非常に高いのではないかと思うんですけども、これ町長にお聞きをしてもあれでしょうから、町のほうはその辺はどういうふうに認識されてるんですか。

議 長
町 長

町長。
そもそもCFOという発想法は、令和2年の8月にそういうようなことを私のほうで考えて、そのときに当然みんなにも話してるし、後援会の中でもこういったような理念でやっていきたいということを申し上げてるんで、あくまでも商標登録したのがその時間的なスキームの中でのことです。申請したらすぐ取れるということではございませんので。そういった意味では、もともとそういったようなCFOというような理念は、皆さんにお知らせして、何か名前的にはなかなか理解していただけなかったんですけど、説明しながら、皆さんにそういうようなことを今後4期目に向けて、そういうような考え方で山北の森林を何とか利活用したいということを申し上げてやってきたわけですから、当然そういったようなことはほかの人にも当然通じてるでしょうし、そういったことであるというふうに私は認識しております。

議 長
8 番 府 川

府川輝夫議員。
私が今、質問させていただいてるのは、CFOの理念、それがどうだこうだというお話ではないんですね。

単純に商標登録をするということは自分の権利になるよと。自分の権利になるものを一方で、山北の町長。一方で、委託業者。自分の権利がここの委託業者の中にあるということは、これは明確に利益相反になるとは僕は思ってません。明確に寄附行為になるとも思ってません。しかしそれに近いような関係性が出てきてると思うんですよ。

議 長
町 長

町長。
そもそもCFOを商標登録しようと思ったのが、ほかのところで使ってるんで、やはり商標登録しておいたほうがいいだろうなということでしたわけで、そしてその商標登録したからほかの人が使えないとかということではなくて、誰が使っても構わない。ただ、理念が一緒であればいいということで、それに例えば会費であるとかあるいは何らかの経済的利益を求めることは一

切ございませんので。あくまでも私が個人的にほかで使ってるものですからそういったものを自分が使ったときに言われるのが嫌だということで登録した経緯でございます。

議 長 府川輝夫議員。

8 番 府 川 この問題について、私と町長が議論する立場には基本的にはないと思いますけども、そういった町民から見ると、あるいは我々から見るとそういう疑念が抱かれるような関係性の位置づけにいるというふうを感じるということだけここでお伝えをさせていただきます。

それで、雇用環境・均等局の職場のハラスメントの概念について、いわゆるパワハラの定義について、三つの要素を満たすものをこの職場のパワハラ概念として整理して、一つとしては、優位的な関係に基づく優位性を背景に行われることをパワーハラスメントというように示されています。

今回の事案は、非常にこれに近い関係にあるのかなんていうふうに考えてますけども、それは私の思い込み過ぎでしょうかね。

議 長 町長。

町 長 全く違います。基本的に、私と課長とか職員が私に対して、当然部下であったり、そういうふうなことがあります。私が当然こうしたいということで指示します。しかし、ほとんどやってくれません。

基本的にふるさと納税もそうなんですけど、ポータルサイトを増やしたいというのはもっと前から言ってますし、もう最近では、とにかく楽天のほうは契約を切ってほしいと何回も言ってます。だけどやってくれません。

だから、そういうようなことで、パワハラというようなことよりも、やはり自分が納得して、お互いに納得した上でなければ、そういったことは行われないわけですから、全くそれは該当しないというふうに思っております。

議 長 府川輝夫議員。

8 番 府 川 寂しい鐘の音がしましたので、そろそろ終盤に入りたいと思います。

まず一つ、先ほど一番最初の和田議員の質問の中で、監査請求の結果も町のホームページで公表されている。そして新聞記事で、特に1社随意契約の絡みは合理的ではなかったから、改めて契約を公のプロポーザルでするところは、もう言われたから町長御自身からもう説明はしませんよという

お話でしたけども、やっぱりされたほうがいいと思うんですよ。

結構多くの町民の方がやはり心配をされていて、そして、当然ホームページに監査結果は載せるのは当たり前で、これは町長は対象として、ちょっと失礼な言い方ですけども、それで町長というか町の契約が対象として、監査の結果がこうでしたよというのは、監査委員が載せたわけですよ。

それと、あと新聞は町長が記者に自ら言われたとさっきのこともありましたけども、それは新聞での役割だと思うんですね。

町民に対して、御自身の文章でもいいですよ。あるいは一番いいのは口頭でというのはあるのかもしれませんが、それをホームページの中で出されて、こういう経緯でしたみたいなこと出されたら、町民、議会も特に、理解をして、そしてさっきの和田議員みたいに、だったらポータルサイトも増やして、もっとその企業版のやつもやりながら、山北は勢いつけてやろうよというようにされたほうが、皆さん納得できるんじゃないでしょうか。

議 長

町長。

町

長

一番いいのはホームページか、あるいはまた広報がちょっと分かりませんが、ぜひ議会のあれをYouTubeで見てくださいというようなことはやりたいというふうに思っております。

議

長

府川輝夫議員。

8 番 府

川

YouTubeではなくて、ぜひ山北町のホームページがありますので、町長もあそこにいろいろ書かれたり、思いも書かれたりされてるわけですから、そこにやっぱり載せるべきだと思います。

少なくとも何というんですか、あえて今日、ちょっと嫌らしい質問もさせていただきました。これは絶対そうしたよということではないけれども、そういったところに注意をされるべきではなかったかなということで、コンプライアンスの話もさせていただきました。

要するに、いわゆる事象として、基本的に今明確に分かっているのは、町が損害を与えたわけじゃないよということが明確に分かったわけでもないんだけど、明確に分かっているのは監査委員が説明をして、監査委員が結果を出した合理的な理由がなかったよというところは、それは明確だと思うんですね。ですから、そういったことも含めて、それとあと、このような町民

に心配をかけられたというのは、町長は、御承知のとおりだと思います。道義的な意味も含めて、山北のホームページに、町長の気持ちをそこに載せられて、町長自ら掲げたほうがよろしいと思いますけども、もう一度いかがでしょうか。

議 長 町長。

町 長 その件については検討してみます。

議 長 府川輝夫議員。

8 番 府 川 本来はこういうおわびをする必要はないと思いますけども、町の職員、町長はじめ皆さんに、今日は少し問題が問題だったもので、ちょっと失礼な質問等しましたけれども、これを改善に向かってポータルサイトを増やして、健全なふるさと納税の仕組みをつくっていただいて、町に収入が来て、そして町が、事業が進むことを御期待をしております。

以上です。